

津田秀夫文庫古文書目録（1）

津田秀夫
貫

度、調査先で出会つたことだらう。まさに「怪物」であった。

津田秀夫先生（一九一八—一九九二）は、一九七八年三月の東京教育大学廃学にともない、同年四月、関西大学に移り、文学部史学・地理学科の教員のひとりとして教鞭を執られ、一九八九年、七十歳をもつて退職された。古希を記念して東京教育大関係者を中心につく『近世国家と明治維新』（一九八九、三省堂）が、また関西大学関係者を中心として『封建社会と近代』（一九八九、同朋社出版）が、それぞれ出版されている。その後も、関西大学の非常勤として大学院後期課程の授業を、あの情熱ある教えぶりで担当しておられたが、闘病のために一九九二年九月末をもつて全て全ての授業担当を引かれ、東京に帰られた。しかし闘病の甲斐もむなしくその年の十一月十五日、帰らぬ人となられた。享年七十四歳である。筆者はその直前、東京都中野区の中野総合病院にお見舞いに伺つたが、いつもの大きな声で、夕食を運んできた看護婦さんに「これ大阪のヤブタ君といつてね、僕の後任なんだよ」と紹介された。いまも忘れられない光景である。

先生の古文書収集については、つきのような逸話耳にしたことがある。先生の没後、知人門下生の手で開かれた先生を偲ぶ会で知つたことだと記憶するが、三人のお嬢さんたちは本来、自分たちの生活費や学費に回るべきお金が、「訳もわからぬ」古文書に消えていったこともあって、幼い頃には先生の集める古文書は恨みの的であったそうである。さすがに古文書収集の「鬼」である。頭が下がる。しかも東京教育大学でもまた関西大学でも、そのみずから集めた古文書を惜しげもなく授業やゼミで学生や院生たちに見せて使われたそうである。その意味で津田秀夫氏の収集文書は、ひとり津田秀夫のものではなく、教えをうけた学生や院生

景である。

その先生は戦後ほどなく、大阪学芸大学（のち教育大学）在職時代から始められた文書調査を長年にわたつて、手弁当で続けられた稀代の史料調査マニアであつた。小生自身、「津田秀夫」の名の入った目録に、何

たちのものでもあった。その思いを理解した遺族のお嬢さんたち（井上邦子、山本純子、奥島結子氏）のご厚意のもとに、先生の収集文書が、新装なった関西大学文学部古文書室に寄贈されたのは、一九九六年一月二十四日のことであった。その仲立ちをされたのは、長年の友人である関西大学名誉教授有坂隆道先生である。

先生の収集文書は、まず一旦、大阪市史編纂室に蔵書とともに收められ、蔵書と古文書・和書に分けられたのち、関西大学古文書室に搬入された。この間の作業を担当されたのは、元大阪市史編纂所史料調査会主任調査員田中豊氏（現奈良県立大学教授）である。搬入された点数は、

ダンボール製の洋服箱にして古文書五十三、和書本十一の合計六十四箱である。たいへんな贈り物である。しかもその内容も、市史編纂所の仮分類（中世文書を第一箱に、平野郷含翠堂・土橋家を第二箱にし、以下、攝津・河内・和泉のように国別に分類されていた）によつてみても、先

生馴染みの攝津・河内・和泉からはじまり、近江・丹波などの畿内・近国はもちろん、関東・長崎にまで及んでいる。日本列島規模の江戸時代を明らかにしたいという津田先生の熱い想いが、これらに込められてゐるのである。

これらの津田先生収集古文書については、先生ならびにご遺族の意志を汲んで、公開に向けて整理と目録作成に取りかかつたが、専任の担当者は小生ひとり。アルバイトを雇う予算もつかず、院生がボランティアで若干、手伝つてくれた以上進まず、しばらくは困難を抱えていた。そこに救いの手が差し出された。橋本猛氏が、ボランティアでの整理を申し出ていたのである。橋本氏とは、有坂先生の後任を拝して始

まつた毎日文化センター古文書コースで知り合つたが、住居が近いといふことで、二〇〇〇年九月から、月に一度の割合で、大学が休暇中をのぞいて古文書室で整理と目録取りをお願いし、現在に至つては、二〇〇二年四月からは週に二度と回数も増やしていくいただき、お蔭で目録取りは大きく進展をみた。今回ここに、『関西大学博物館紀要』の紙面を借りて、目録第一冊を掲載することができるのも、ひとえに橋本氏の奮闘のお蔭である。パソコン入力の助力を得た大学院生（後期課程）松本望氏とともに、氏名を特記して謝意にかえたい。

二

以後、目録は連載の予定であるが、掲載に当たつてはおおよそ、つぎのような形をとりたいと思う。

第一に名称を「津田秀夫文庫古文書」と名づけること。

第二に目録は一部の例外を除いて、村ないし項目ごとに整理して、目録化すること。

第三に目録の順は整理番号をつけた上で、年代順あるいは事項別の配列を適宜、文書群に応じて使い分けること。

第四に紙面の許す限り、貴重な内容の文書は翻刻して読者の理解の助けとする。

以上である。

このうち第二の村ないし事項ごとの整理については一言、説明を要する。本来、文書の原蔵秩序からいえば、近世文書の通例に従い、所蔵者

を基準にするべきである。したがつて津田文庫の大半を占める村方文書は所蔵者の家名を基準とすべきである。しかし津田文庫のような収集文書の場合、原蔵家名が一部の例外（今回の土橋家）を除いて、推測するに足るケースがあつても、断定することが困難である。その意味で村方文書の場合には村名を、役所文書の場合は機構（たとえば何々陣屋文書）を採用することとする。

さて津田秀夫文庫古文書目録の第一冊として公刊するのは、「平野郷含翠堂・土橋家文書」である。

いうまでもなく、同文書は先生の「含翠堂の研究」其の一・其の二（東京教育大学文学部『史学研究』八一、八六、一九七一—七二）のもととなつた重要文書である。同稿はのちに、『近世民衆教育運動の展開—含翠堂にみる郷学思想の本質』（一九七八、御茶の水書房）として増補・刊行されたが、同書の中に今回目録化した文書の引用を随所に見つけることができる。しかも、みずから手で関連文書をファイルで一括し（やや乱暴に、パンチで穴を開けて綴じるという形状もある）、また書き込みがあるなど、いかにも手元において頻繁に利用した痕跡が確かめられる。いわば、先生の匂いが強くする文書である。

土橋家文書については、大阪大学文学部国史研究室所蔵の分が別にあるが、それらは津田先生の斡旋により、一九四九年、当時の当主土橋保高氏から寄贈されたものである。すでに『含翠堂土橋文庫目録』（一九七二、大阪大学付属図書館）として整理され、さらに梅溪昇・脇田修編『平野郷含翠堂史料』（一九七三、清文堂出版）として出版されている。これらとあわせて、津田秀夫文庫所蔵の九十五点の「含翠堂・土橋家文書」

が活用され、郷学および近世教育史の研究に寄与することを切望する次第である。

三

最後に今回翻刻した文書について簡単にコメントをする。なお文書番号の下にある2—12は、津田文庫古文書収納箱の通書番2と文書の整理番号12を示している。

1は先生の手でファイルされた文書五点のひとつ。慶長五年十一月の年期をもつ小出播磨守・片桐市正の連判状で、高津・渡辺・木津・津村・下難波五力村に対し、葭年貢の運上を命じ、代わりに他所からの刈り取りを禁じている。末尾に、回状として回されたことが注記されているが、そこに平野郷の名はない。したがつて土橋家文書への伝来関係には、問題が残る。渡辺村は被差別部落として知られているが、おそらく、その初見史料と思われる。

2から7は、含翠堂に直接かかわる文書群である。とくに2・3・4は、含翠堂が享保十七年の西国飢饉を期に始めた賑窮（給）料積み立て事業の、その後が伺える史料として興味深い。賑救事業を始めてから、含翠堂は土橋家ら当初の七名家中心体制から離脱して、一般郷民が広く運営に参加する体制に変わったとされている（梅溪昇編『大阪府の教育史』一九九八、思文閣出版）が、3・4は、含翠堂賑給料同志中に對する土橋家からの質地・質物証文である。6では、平野郷市町の含翠堂修復のために過料銀のなかから三貫目の貸与を町奉行所に願つてゐる。文

中に大阪城代が巡見の折に立ち入つていたことが記されている。7は含翠堂同志中に対する土橋家からの年賦借金証文だが、ここでも6と同様、

含翠堂が賑窮料手当銀をもち、それをもとに郷民に対して、貸し付けが行われていたことが記されている。

8は享保九年の年号をもち、タイトルから三輪執齋（一六六九～一七四

四）の講義記録である。三輪執齋は、土橋友直が若年、京都遊學の折、師事したが、その後、江戸に移り住んだ。したがつて同年の含翠堂における講義は、江戸から出向いての講義であつた可能性がある。友直の自筆と思われ、含翠堂の歴史にとって貴重な史料である。

9から15は書状を集めている。残念ながら年期の記載がないが、土橋七郎兵衛を差出・宛名とするものは6から、文政年間のものと思われる。このうち14は、津田前掲書に引用がある。またこれらから、含翠堂に年番・年行事・留守居・知事などが置かれていたことが分かる。

16・17は、含翠堂同志であつた土橋・三上らの墓所が営まれていた河内高安郡服部川村神光寺に関するものである。この墓所については別に、八尾市文化財報告書がある。

ところで含翠堂創立の中心メンバーであつた土橋七郎兵衛友直（一六八六～一七二七）は、貞享三年、貝塚三宅氏に生まれ、のち元禄十年、平野の七名家三上如幽に養子として入り、さらにその娘里とともに土橋家を継いだ。その意味で、貝塚は実家三上家の地である。18・19・20に見られる貝塚屋妙善と大阪の豊嶋屋次郎右衛門との間での養子一件に、土橋友直がかかわっているのはこのよつた背景があると思われる。一方、21・22は、塩屋妙印から土橋家への養子を示している。いずれも土橋家

1

（端裏書）攝州欠郡之内村名出候事書写

以上

急度申遣候、其庄賣之事、為其村々、如去年買取之、御年貢運上可申候不可油斷候、然ハよし

濫妨碍仕候共、理申

一切からせ申間敷候也

慶長五 小 播磨
霜月十日 名乗書印

片 市正

名乗書印

閼郡

かう津村

わたなべ村

木津村

津むら

下難波村

2—12

百姓中

御約束仕候

右廻状之写上申候

2

賑給料 さち分 改書
いく分

一屋敷高拾石八斗四升三合

寛保式成年十一月廿三日地下ヲ平野郷内

惣地持手作之高被相改候時ニ、此方持高

之内ニて如斯、屋敷高ヲ引、残リ田畠高ニ対シ

手作本斗ヲ書付上ル、但地持手作致候様ニと
の云付也

一畠六歩と地下ヲ合せ束

一畠メ三町九反壹畝壹歩

同メ三反四畝武拾四分

さち分

五畝四歩ト地下ヲ合せ束

同メ式反四畝武拾武歩

いく分

寛保三亥年六月十五日賑給料へ麦御集

可被遊由、御地頭様ヲ被仰付、惣持高

之内ニて畠方斗ぬき出シ、畠一反二付

あら麦壹升ツ、賑給料ニたくハヘ置候

積ニテ地下ヲ被申付、如斯相改書附遣ス

3

屋鋪地子證文之事

2—9

市町河骨池舟入東側 七百七十六

一屋鋪式畝九歩 分米四斗六升

市町河骨池舟入東側 七百八十五
一屋鋪式拾五歩 分米壹斗六升七合

反畝合

右考、我等所持ニ而、其元江質物ニ相渡
置候所、當未十一月ヲ來ル申十月迄壹ヶ年

限、直地借仕度旨申入候得者、御得心

ニ而、右屋鋪直地借仕候、尤地借中之
御年貢諸役其許名代を以、我等致

支配相勤、殘銀四拾壹匁六分、為地子

無相違、毎年十一月急度相渡可申候

為後日證文、依而如件

寛政十一未年 土橋九郎右衛門

印

十一月

2—18

含翠堂

同志中

賑給料

4

質物二相渡申屋鋪之事

市町猿屋小路北側

四百三十三

一屋鋪 壱畝八歩

分米貳斗五升三合

同町

四百三十六

一同 廿七步 同 壱斗八升

右之屋鋪、我等所持ニ候処、當御年貢ニ差詰

候ニ付、當已八月より來ル干七月迄老ケ年季質地ニ相渡、銀子七百目借用申処塞正也

然ル上八、御年貢諸役其方ニ而御勤可被成候

年季限月ニ至り、右之銀子致返済致候ハハ

無論無相違御返可被成候、若約束之限月ニ

銀子難相立候ハハ勿論、右質物帳切之上

其方支配可被成候、尤此屋鋪ニ付外より差構

申もの無御座候為、後證依而如件

年号月

市町

質置主 九郎次郎印

野町

證人 七郎兵衛

此質物断、是迄之通りニ御座候

含翠堂

同志中

賑給料

2—28

5

消御断

市町猿屋小路北側

四百三十三

一屋 鋪 壱畝八歩

分米貳斗五升三合

同所

四百三十六

一同 拾七步 同 壱斗八升

右八市町ニ有之大坂西高津町与一郎所持之

屋鋪、去ル文化貳丑年十二月質地ニ而市町

含翠堂同志中より御地下御水帳名前

御切替被下候処、此度銀子相済候間、向後

御水帳名前、右与一郎与御切替被成可被下候

為其、双方連判ヲ以御断申上候以上

年号月

含翠堂

質取之主 同志中

大坂西高津町

同受主 与一郎

支配人市町

九郎次郎

2—29

野堂町

證人 七郎兵衛

惣御會所

右質銀七百目也

6

乍恐御内意奉願上候

一市町含翠堂之義ハ、御仁惠を以

年々為地子御米被下置、冥加至極

難在相續仕来候處、享和三年亥閏正月乍恐

寛敬院様當鄉御巡見之砌、

難在被為 入候御例二而、其後

酒井讚岐守様并 松平和泉守様

大坂表御巡見之節も同様被為

入候程も難斗旨、大坂御奉行所方

前以被仰渡候ニ付、其度々破損取繕

候ヘとも、何分古建物ニ而最早修覆

難及相成候ニ付、此度建修覆仕度

同志之者共一統念願ニ御座候得とも

時節柄難及自力罷在候、勿論

賑窮料手當銀等御座候得とも

普請入用ニ取賄候ハ荒年臨時

之程、是又一統心配仕居候、依之年賦

返上之御銀拝借御願も奉申上度、同志之者共
一統内存ニ御座候得とも、乍恐

御上様ニモ 御泊城被為蒙

仰莫太之御物入被為 在候御時節奉覈察

2—30

差扣ハ罷在候処、此比修覆不仕候ハ、棟樋交事之程
相懼、且此後御巡見之砌必至与差支候故、無據

御歎奉願上候ハ、過料御取上ケニ相成候御銀之内
三貫目御憐愍を以、來ル午年适十ヶ年之間、

同志之内林市左衛門・中瀬九兵衛兩人江御預ケ

被成下度奉願上候、左候ハハ右御銀を以早速修覆

仕度奉存候、尤御預ケニ相成、臨時御人用ニ被為

左候ハハ、不抱年限右市左衛門・九兵衛兩人より

何時ニテも相弁上納可仕候間、御慈憐を以、願之通

御聞済被為 成下候ハハ廣太之御恩難在奉存候間

同志之者共私物代を以、此段乍恐御内意御歎奉申上

呉候様申聞候、以上

文政八年 含翠堂同志中物代

西一月十八日

野堂町

土橋七郎兵衛印

地方

御役所

(端裏書)

弘化五戌申年二月年番山上清右衛門江渡
含翠堂同志中江差入候年賦六百三十日
證文寫

預り申銀子之事

一銀六百三拾日也

右之銀子、慥ニ受取り申處實正也、然ル上ハ

當申年々壱ヶ年ニ銀武拾目宛返済可致約定相違
無之、毎年十二月限無滯急度返済可致、萬一
壱ヶ度ニ而も相滯候ハハ、皆済一度ニ相取立
被下候而も、其説(節)一言申分無御座候

為後日、年賦預り證文、依而如件

弘化五戌申年

預り主

二月

土橋藤十郎

印

含翠堂

御同志中

前書銀子之儀者、我等先代々質(地)ニ而

(元)銀七百目御同志中々借用致罷在候處

先年々手元不如意ニ相成、年來利足等差入不申
捨置、何とも申分も無之次第御座候而心底ニ

相掛り罷在候處、此度(不斗)市町柳平兵衛カ
右引當ニ差入有之候屋敷地望之ニ付、譲り受度
申出候付、各々様江右之訛合、御頼申上候處

含翠堂ニおいてハ賑窮料御手当之銀子、其上
入質ニも相成候事故、皆銀返済可致當然之處

右屋敷地質物元銀ニ相当不致、漸銀七拾目ニ
賣拂申事故、手元々足銀も致皆済、質抜き可致
本意之所、當時成行銀子も調達致兼、無餘儀

御頼申上候處、厚御勘弁ヲ以、此度平兵衛ヘ賣拂
代銀七拾目御渡申上、殘銀前書六百三拾目不納ニ
相成候分、尚又年賦御頼申上候處、御承知被成下悉

依之、惣御會所表江モ質入御消印、右證文御戻し被下
入手致候、然ル上ハ右年賦少銀ニ候得とも
年賦之儀ハ對御堂^カ、為高恩、急度無相違差入可申
尤我等儀最早老年之儀、末々相續之程も無覺束カ御座

候得共、年限ニ不抱、幾年相立候とも細々家名
相續^{さへ}致居候ハハ、無相違返済可致、全此度之儀ハ

御勘弁被下候ニ付、右様ノ看略も被成候段深悉存候
是追先例も無之素銀年賦之事ニ付

為後年、奥書依而如件

弘化五戌申年

土橋藤十郎

印

二月 含翠堂

御同志中

○能トハナラル、事ナリ○得トハ手二入

但シ市町猿屋小路北側四百三十三
屋敷宅畝八歩分米弐斗五升三合

同處四百三十六屋敷弐拾七歩分米壹斗八升
右弐ヶ所質入ニ而元銀七百日借用、去ル

文政十二丑年三月、市町次郎吉名前屋敷ニ而

御座候、為念書付置候

8

含翠堂 二輪先生講説記録

享保九年三輪先生平野

辰四月廿三日夜友直新宅

所謂誠其意—傳文ハ經文ノ○

教ヲ身ニ□ク取りテ行フヘキ

手ヲ下□処ヲ説ル也

廿四日 於含翠堂

大學之道在明—大學ハ學問ノ尊称也

學ハ覺ノ字ノ意○道トハ道スヂ也○親トハ

彼我無

間ヨ云ナリ○止トハスハリテイコカヌ云

安身スルヲ云ナリ

2—61

コトニ

ル事ナリ ○物モノモコトモ一ツ也

○事トハ知止ハワザノ始能得ハワサノ終ナ
リ○近トハ困

勤ノ工夫ナリ○道トハ大學ノ道ノ道ノ字ナリ

廿五日同断

○古之欲明—コト古ヘヲ師トセリサルハ道

ニ非スト云ヘリ

故ニ古之ト云ヘリ

シルシヲ語レハ天下平ナリト云イヘリ工夫
ヲ論スル

寸ハ明々徳ト云ヘリ○欲ノ字重シヲモビ

子カフ事也

○心ハカナメノ如シ意ハホ子ノ如シ○致知格

物ハ誠意ノ作

用ナリ意ノ在処物意ノテル処ハ知

廿五日夜 三村氏宅

○詩云瞻彼—コ、ハ格物ノシヤウナリ

心廣躰 ナル君子ノ事ヲ云ヘリ○克ハシ

ツハリ

トタヘコタユル事也コノ語誠意中ノ事

也

9

2—31

御手数、後刻迄二運ヒ
人御遣し可被下候

十月二日

土橋七郎兵衛様 坂本一郎

11

(包紙表書)

回章

含翠堂 年番

御状令披見候
向寒氣候へ共、弥
無寒被相勤、一段
事候、猶又含翠堂江
八木被下候付、委細
被申越趣令承知候

恐惶謹言

中山新兵衛

十一月十五日 重行

花押

土橋甚十郎殿
辻範清三郎殿
末吉五郎兵衛殿
三上茂兵衛殿
末吉治兵衛殿

(御報)

2—35

(安政三カ)
五月廿四日 年番

土橋七郎兵衛

末吉勘四郎様 拝見

御藏前二出有之候条、乍

含翠堂へ米瓮石

承知仕候

10

中瀬九兵衛様 右同断

末吉永五郎様 拝見

承知仕候

三上次郎左衛門様 右同断

土橋藤十郎様 右同断

山上栄次郎様

奥野清之助様 左同断

末吉平三郎様 添拜見

承知仕候

鎌田次左衛門様

三浦八兵衛様 添拜見仕候

林市右衛門様

次第不同御免

2—38

追日春暖好時節御座候

扱、此間之含翠堂入用二付

御請取金錢則、末吉

手形二面差遣申候、御落

手可被下候、以上

三月五日

土橋七郎兵衛様 坂本一郎

小手形入

2—39

貴答

御書翰被下添拜見仕候

益々御勇健奉慶候

先刻貴報可申上候處

不快中延引、御高

免被可下候、含翠堂拂

方之義御頼申上候へ共

私年行事二面、貴家様

へ御苦勞かけ候義

いか、數憚入候三付、一寸

先生江御囃仕候處、早

速御遣し被下、御算用

書并ニ書出し等入手仕候

しかし不快中故、氣

分宜時拝覽可仕候

右御請込、早々不具

十二月三日 林市左衛門

土七郎左衛門様

尚々御丁寧之御尋

恐入添奉存候、日増快

之由候、乍憚貴意易

思召可下候、余拝顔

可申上候以上

土橋・三上・三宅御墓所掃除賃銭定

土橋・三上・三宅御墓所
右月々壱ヶ度宛、掃除

賃銭壱ヶ年ニ六百文錢

餘寒不穩候へ共、弥多洋被成
御入懇然至奉存候、近頃申兼候へ共
含翠堂二面史記并ニ左氏傳拝借
いたし度候間、何卒貴君以善惡
御取斗御恩借被下度、偏奉希候
早々頓首

(封(カ)) (卷) 封御宥恕

正月十日

土橋七郎兵衛様 原田三七

要用

2—52

文政八年西九月八日相對定
服部川邑 武右衛門受負
神光寺御墓掃除植木貲定

2—55

新禧之慶賀申收候、然者明後五日
例之通、初會相催候間、午後早々
御來集可下候、右為御案内如此
御座候、恐々謹言

文政五年午八月十日神光寺
御墓掃除出入一同致吳候
其砌、柏木三四尺斗之植
ちん十本三匁ツ、但朽山
幾度二面も植遣可申答

正月二日 含翠堂
知事

田口数右衛門様

服部川邑 宗七

18

一札

一我等肝煎ニテ、七之助と申男子

年一才二罷成候もの、其方へ養子
遣シ申候、則持參銀三百目只今

(後半損失)

末吉藤左衛門様

浦源五様

2—69

2—52

14

土橋・三上・三宅御墓所掃除賃銭定

含翠堂二面史記并ニ左氏傳拝借
いたし度候間、何卒貴君以善惡
御取斗御恩借被下度、偏奉希候
早々頓首

(封(カ)) (卷) 封御宥恕

正月十日

土橋七郎兵衛様 原田三七

要用

15

渡シ申候、右七之助無事ニ罷有候

者、来ル酉ノ年極月ニ銀五百目

相渡し可申候、七之助義ニ付申分

無御座候、為後日、一札如件

正徳四年

かいつかや
めうせん様

正徳四年

かいつかや

甲子十二月朔日

妙善判

豊嶋や

次郎右衛門殿

「包紙」

證文 文平一儀

19

一札之事

一貴様御肝煎を以、此度七之助
と申男子年一才ニ罷成もの、
我等養子ニモらい申候、則
持參銀三百目只今請取

申候、右之七之助無事ニ罷有
居申候ハハ、来ル酉ノ極月ニ銀子
五百匁御渡し被成候約束ニ御座候、
為其 如件

正徳四年

豊嶋や

甲午十二月朔日 次郎右衛門印

20

一札

一其許実子七之介と申者、十二年以前

午之年十二月、貝塚屋妙善殿肝煎

を以、私夫次郎右衛門養子ニ申請、則改名

仕吉三郎と申候、尤其節持參銀八百目

兩度ニ請取申候処実正也、只今适加不便

養育仕候得共、夫次郎右衛門、去辰十月病死

仕、我等一分ニ而者末々介抱難成候ニ付、今度

養子之縁ヲ切、吉三郎義其元ヘ戻シ申候、

依之、是適養育仕候為報恩、白銀弐拾枚

預候心付慥ニ請取悉存候、然上者此吉三郎

成人以後、万一如何様之難義出来候共、

親子之縁絶候上者、向後此方ニ少も構

不申候、猶以我等身之上ニ、如何様之難義

有之候共、吉三郎方へ少も指構無之候、

勿論金銀其外不寄、何事合力ケ間

2—71

數義者不及申、自今以後互ニ一言之申

分無御座候、為後日、仍而一札如件

一札之事

一私世恆新七、此度真藏院殿肝煎を以、

貴殿へ養子ニ遣シ申候、末々新七心立御

見立被成、土橋家之名跡ニ可被成候由得

其意候、新七義万ニ不縁ニ候ハハ、何時成共

御戻シ可被成候、其時一言申間布候、為後日

豊嶋屋

弥兵衛印

道人町かせ屋

證人 林丘衛

21

土橋七郎兵衛殿

一札

一新七義、此度此方へ養子ニモらい請候

末々新七心立見届候上ハ、土橋家之名

跡ニ取立可申候、為後日一札如件

2—7
4

正徳四年九月

新七母

土橋七郎兵衛殿

右新七義、愚院取次を以其元へ養子ニ

有付候、以來若不縁ニ有之候ハハ、何時成共
妙印方へ御戻シ可被成候、万ニ妙印

病死被致候時節ニ候ハハ愚院方へ御戻シ
可被成候、為後日如件

正徳四年九月 大坂生玉

真藏院印

土橋七郎兵衛殿

午九月十六日

塩屋

妙印老 両人へ遣し候下書也

生玉

真藏院殿

22

2—8
1

平野郷含翠堂・土橋家文書

凡例

1 通番は年代順に並べ、年未詳は最後に回し、また整理番号を付記した。

2 文書名には原題をとり、丸カッコで内容の補注を入れた。

3 備考には文書の原状や損傷状態について記した。

通番	整理番号	年月日	文書名	作成者・差出人	宛名	員数	備考
1	12	慶長5. 霜(11). 10	攝州欠郡之内名出候事書写(廻状)	小播磨他1名	欠郡 かう津村 他4 村、百姓中	1通	
2	45	寛永11. 10. 19~寛永12. 12. 14	日並記	土橋七郎兵衛力	宛名なし	綴合セ	
3	92	元禄3午. 6. 7	壳懸ニ申種油之事(合四拾樽)	油屋七兵衛	土橋四郎兵衛	1通	
4	72	延宝4丙辰. 3. 15	南岳山舍利尊勝寺鐘銘縁起 黄檗 嗣祖沙門木庵山僧敬題	施主冲(旅)斎他1名		1通	
5	74	正徳4午. 9. 16	一札(新七養子もらい請)	土橋七郎兵衛	塩屋 妙印老他1名	1通	
6	81	正徳4甲午. 9	一札之事(養子縁組願)	新七母 妙印	土橋七郎兵衛	1通	
6	81	正徳4甲午. 9	養子縁組懸証之事	大坂生玉 真蔵院	土橋七郎兵衛		
7	10	享保3亥. 8. 6	御断(田畠屋敷數譲状)	譲り主 市町 土橋良慶、請主桜 同九郎右衛門	地下御年寄中	1通	
8	61	享保9辰. 4. 23、24、27	含翠堂三輪先生(執齋)講説記録	作成者不詳	宛名なし	1通	
9	47	享保9辰. 7.	田畠屋敷戻(名前切替目録)	流町如幽	宛名なし	1通	
10	68	享保10巳. 6. 10	一札(養子縁切、養育報恩銀請取 候証文)	大坂豊嶋屋次郎右衛門他2名、 道人町かせ屋 証人 林兵衛	土橋七郎兵衛	1通	紙縁にて綴合セ
11	69	正徳4甲午. 12. 朔	一札(養子縁組、持參銀渡候証 文)(証文包紙、文平一儀)	かいつか屋妙善判	豊嶋屋次郎右衛門	1通	
12	70	正徳4甲午. 12. 朔	一札(養子縁組、持參銀渡候証 文)	豊嶋屋次郎右衛門	かいつかやめうせん	1通	
13	71	享保10巳. 8. 26	一札(養子縁切養育報恩銀請取候 証文)	大坂豊嶋屋次郎右衛門他3名、 道人町かせや 証人 林兵衛	土橋七郎兵衛	1通	
14	4	享保21辰. 3. 18	相渡シ申田地作職之事	渡し主 恩知村 重右衛門、口入 八右衛門	平野土橋与市郎殿	1通	
14	4	宝曆3癸酉. 2. 27	田地作職返戻証文	平野土橋与市郎	(恩知村 重(十)右衛 門)		前証文之奥書
15	11	享保21辰. 3	一札(恩知村田地書付)	恩知村請負人 八右衛門他2 名、本人 重右衛門	土橋九郎右衛門他1 名	1通	

通番	整理番号	年月日	文書名	作成者・差出人	宛名	員数	備考
16	9	寛保3亥.6.15	賑給料(さち分 いく分)改書	差出人不詳	(地下惣年寄中)	1通	
17	22	寛保3亥.2	御断(改名之届書)	市町 九郎右衛門事 良慶	地下惣御年寄中	1通	
18	21	寛保3癸亥.9.	田畠高二付諸事書附留(文書不詳 河州涉川郡恩知村田畠譲状・田畠屋敷帳切之書付・大坂弥兵衛町屋鋪帳切書付)	土橋九良右衛門	なし		1袋のみ
19	5	延享元甲子.8.3	御断(改名之届 いく→八重)	市町 八重	御地下	1通	
20	19	宝暦2申.10.8	御断(田畠等譲状水帳名前切替)	譲り主 土橋良慶、請主 同九郎右衛門、証人 土橋七郎兵衛	地下惣御年寄中	1通	
21	2	宝暦2申.10.26	一札(長慶恆九郎右衛門へ譲状引請証文)	西高津町 高津五右衛門	弥兵衛町年寄 堀屋新兵衛殿 五人組中	1通	
22	1	宝暦2申.10	一札(家、屋敷譲状)	攝州平野郷市町 譲請主 良慶子 土橋九郎右衛門 他1名	弥兵衛町年寄 堀屋新兵衛殿 同五人組中	1通	
23	3	宝暦2申.10	一札(土橋良慶家屋鋪譲請証文)家守和泉屋市兵衛	攝州平野郷市町 土橋九郎右衛門 右家守 和泉屋市兵衛	弥兵衛町年寄 堀屋新兵衛殿 同町人中	1通	
24	80	宝暦6子年.5.3	預り申銀子之事	町代 喜右衛門	土橋九郎兵衛	1通	
25	20	明和2乙酉.7	流町堺筋南側屋鋪之図	作成者不詳	なし	1通	
26	6	安永5申.7	御断(多喜三郎病死ニ付九郎兵衛与名前切替)	市町 多喜三郎 他1名、証人 土橋七郎兵衛	地下 惣御年寄中	1通	
27	7	安永5申.7	御断(たす病死ニ付九郎兵衛与名前切替)	市町 たす、同町譲り受主 九郎兵衛 証人 土橋七郎兵衛	地下 惣御年寄中	1通	
28	8	安永5申.7	御断(たす病死ニ付九郎兵衛与名前切替)	市町 たす(太春)、同町譲り受主 皆次、証人 土橋七郎兵衛 他1名	地下 惣御年寄中	1通	
29	66	寛政元己酉.5.	町要用銀年々借用方此度支配先懸ヶ銀ヲ以テ返済之覚	流町年寄 中瀬九兵衛、立会人 辻 芭孫十郎 他1名	宛名なし	1冊	
30	18	寛政11未.11	屋鋪地子証文之事	土橋九郎右衛門	含翠堂賑窮料同志中	1通	
31	55	文政5午.8.10	神光寺墓所掃除植木賃定	服部川邑定七	宛名なし	1通	虫破損あり
32	30	文政8酉.2.18	乍恐御内意奉願上候(建修復銀拝借)	含翠堂同志中惣代 野堂町 土橋 七郎兵衛	地方御役所		
33	54	文政8酉.9.8	土橋三上三宅墓所掃除賃銭定	服部川邑武右衛門	宛名なし	1通	
34	53	天保8酉.11.14	極印与力衆江之入魂金 船惣代小頭江之入魂金	差出人不詳	宛名なし	1通	綴合セ

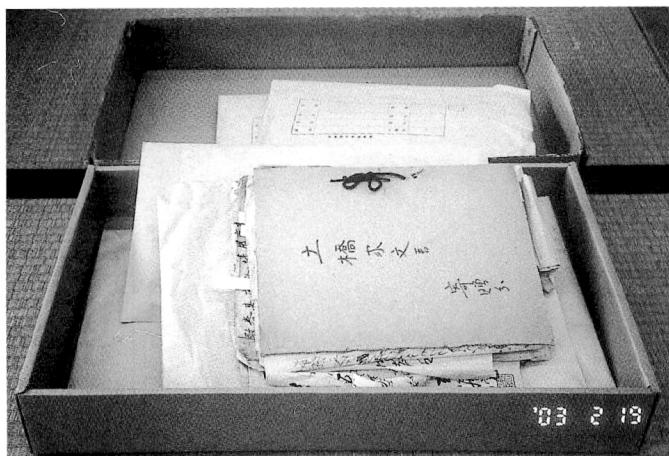
通番	整理番号	年月日	文書名	作成者・差出人	宛名	員数	備考
34	53	年号不詳.戌11.	川方見分並運上納入用	藤十郎	宛名なし	1通	
35	15	天保10亥.正.25	乍恐口上(家督相続之事)	三上次郎左衛門	地方御奉行所	1通	
35	15	天保10亥.正.25	口上書奥書	三上次郎左衛門	惣御年寄中		
36	17	天保10亥10.	一札(三上家家督相続、養子貰受)	村井新助 他2名	土橋七郎兵衛 他1名	1通	
37	16	天保11子.12.24	差上申一札(家出人帰郷願)(馬場町八百屋治兵衛借家人惣兵衛 当子三十三才)	馬場町 年寄 塚本庄次郎 他1名、月番惣年寄 林久右衛門 他1名	地方御役所	1通	
38	13	弘化2巳.4	為取替一札事(借財返済之事)	証人才二郎 他1名	乙之助殿	1通	13~17 紙縫締二括
39	14	弘化2巳.4	為取替一札事(借財返済之事)	証人乙之助 他1名	才次郎殿	1通	
40	36	弘化5戊申.2	預り証文写(含翠堂へ差入銀六百三十目)	預り主 土橋藤十郎	含翠堂御同志中	1通	
41	27	嘉永4辛亥.11.2	内検分附免定	作成者不詳	なし	1通	
42	37	(安政3)カ.5.24	回章(含翠堂留守居河澄氏退身)	年番 土橋七郎兵衛	末吉勘兵衛 他10名	1通	
43	95	慶応3卯.3.12	地借証文之事(分米)	野堂町古手屋 地借主 仙太郎、証人	宛名なし	1通	
43	95	年月日なし	借家請状之事	家主 古今屋伴彌、請人 松屋徳次郎	宛名なし		
44	77	明治2巳.6.10	乍恐以書附奉願上候(坂本兵之丞死去後相続二付)	(七名)惣代 末吉永十郎 他1名	民部御役所	1通	
45	94	明治3午.5.	添一札(建家納家屋敷質物差入)	市町桑津屋 質置主 栄次郎、野堂町名田屋 請人 平吉	市町 橋本庄次郎	1通	
46	83	明次(ママ)5壬申.10.	借用申金子之事	住吉郡平野郷市町 借主 橋本庄兵衛(カ)、同郡同郷野堂町 請人 土橋七郎兵衛	徳谷武左衛門	1通	虫破損あり
47	23	年号なし.正.14	書状(年甫祝詞)	利齊孫左衛門憲義	土橋七郎兵衛	1通	虫破損あり
47	23	年号なし.正.14	書状(追伸)	孫左衛門	七郎兵衛		

通番	整理番号	年月日	文書名	作成者・差出人	宛名	員数	備考
48	24	年号なし.12.27	書状(利賀孫左衛門への感状)	差出人不詳	利賀孫左衛門	1通	
48	24	年号なし.正.3	書状(初春の祝い状)	三宅孫左衛門	三上妻正 参入中へ		
49	25	年号なし.7.10	台所入申付状	筑前守秀吉	平野惣中	1通	
50	26	年月日なし	本願寺東西おわかれ之事(11代顯如上人→東:教如、西:如)	作成者不詳	なし	1通	
51	28	年月日なし	質物二相渡申屋舗之事(銀子七百目借用)	市町質置主九郎次郎、証人七郎兵衛	含翠堂賑窮料同志中	1通	
52	29	年月日なし	消御断(水帳名前与一郎与切替)	質返し主 含翠堂同志、同受主 大坂西高津町 与一郎(支配人)市町 九郎次郎、野堂町 証人 七郎兵衛	惣御会所	1通	
53	31	年号なし.11.15	書状(含翠堂江米被下候)	中山新兵衛	土橋甚十郎 他4名	1通	
54	32	年号なし.3.5	書状(株切替延引之願)	葛井寺剛琳寺	平野郷 土橋七良兵衛	1通	
55	33	年号なし.10.17	書状(冥加金百疋諸入用宜敷願上候)	今在家正念寺	平野 土橋七郎兵衛	1通	
55	33	年号なし.8.14	口演(人足依頼の書状)	志之	清順様	1通	
56	34	年号なし.10.27	廻状、口上(含翠堂差引勘定之事)	年番 中瀬	御同志中様	1通	
57	35	年号なし.10.2	書状(含翠堂へ米壱石蔵前ニ出有之)	坂本一郎	土橋七郎兵衛	1通	
58	38	年号なし.3.5	書状(含翠堂入用金錢末吉手形ニテ差遣)	坂本一郎	土橋七郎兵衛	1通	
59	39	年号なし.12.13	書状(含翠堂払方之義代行ならびに病気見舞之札)	林市左衛門	土 七郎左衛門	1通	
60	40	年号なし.10.16	書状(縁談聞合セ其の他)	笠原常舟	土橋七郎兵衛	1通	
61	41	年号なし.正.9~	書状(其津火事一件その他)	土橋九郎右衛門	宛名不詳	綴合セ	
62	42	年号なし.正.10	書状(含翠堂にて史記、左氏伝借用願い)	原田三七	土橋七郎兵衛	1通	

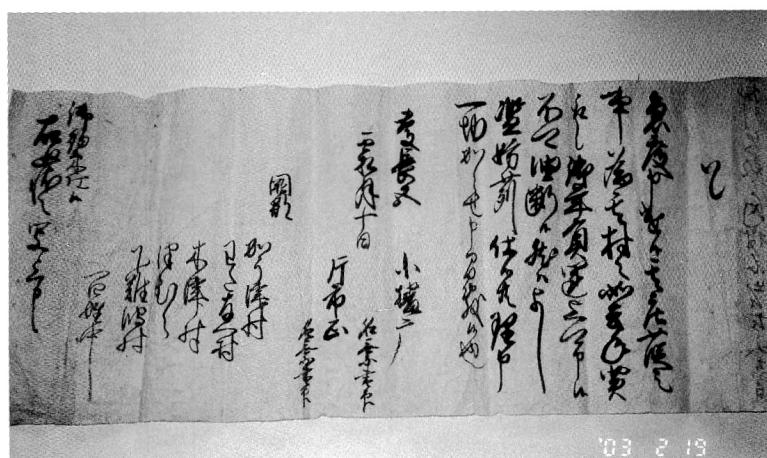
通番	整理番号	年月日	文書名	作成者・差出人	宛名	頁数	備考
63	43	年号不詳辰.10.	覚(道具預り状)	土橋七郎兵衛	宛名なし	1通	
64	44	年号不詳寅.3.14	唐人参壳掛状	不詳	宛名なし	1通	
65	46	年号なし.10.4	口述(手伝人足差出之件)	土橋七郎兵衛	中瀬九郎兵衛 他3名	1通	
66	48	年号なし壬.8.13 壬.8.29	上人参壳掛状	貝塚実主カ	宛名なし	1通	
67	49	年号なし.正.5	書状(年賀の状)	小島玄之	□□齊雅	1通	状頭一部欠落
68	50	年号なし.7.晦 8.13	朝鮮人参壳掛状	差出人不詳	宛名なし	1通	一部破損読解不能
69	51	年号なし.5.12	書状(來臨日時間合セ)	差出人不詳	宛名なし	1通	虫破損あり
70	52	年号なし.正.3	書状(初例会案内状)	含翠堂知事	田口数右衛門 他2名	1通	虫破損あり
71	56	年号月日なし	書状書状断簡(手習指南について)	差出人不詳	宛名なし	1通	
72-①	57-①	年号なし寅.4.23	覚(代金受取)(包紙小林中谷様受書入)	小林中谷	年番中瀬九兵衛	1通	57-①～③紙縫にて綴合セ
72-②	57-②	年号なし.7.18	要用書(帙印之刻料石料支払い)	小橋多照	伝四郎	1通	
72-③	57-③	年号.月なし.7.	覚(樂善堂詩集 弐帙受取)	かつ	御使中	1通	
73-①	58-①	年号なし.12.9	口上(含翠堂差引銀ニツキ)	(中瀬)	土橋御氏様	1通	
73-②	58-②	年号なし.12.8	書状(差引銀残入金ニツキ)	差出人なし	宛名なし	1通	
73-③	58-③	年号なし.12.20	覚(当年わたし銀)	中瀬	土橋様	1通	
74	59	年号月日なし	中九(貸付銀覚)	差出人なし	宛名なし	1通	
75	60	年号なし午.12.27	国役御停止入用掛け米直違かん掛け 質	含翠堂	宛名なし	1通	

通番	整理番号	年月日	文書名	作成者・差出人	宛名	員数	備考
76	62	年号月日なし	宗祇伝考察(前文欠く)	作成者不詳	宛名なし	1通	
77	63	年号亥.9.20	錢札八枚(土橋八三郎)	如来講中	宛名なし	1通	
78	64	年号月日なし	受取覚、借預り覚	作成者不詳	宛名なし	1通	
79	65	年号月日なし	質物ニ相渡申建家之事	作成者不詳	宛名なし	1冊	後欠
80	67	年月日なし	一札(質物差入借銀利銀不払ニ付)	差出人不詳	宛名なし	1通	
81	73	年号なし.5.9	天王寺庄出城普請等ニ付忠節之事 (朱印)	(信長)	平野庄中	1通	
82	75		市ノ口屋鋪絵図(袋のみ)				4点別置
83	76	年月日なし	一札(養子縁切養育報恩銀請取候証文)下書	豊嶋屋次郎右衛門 他1名	土橋七郎兵衛	1通	
84	78	年月日なし	乍恐口上(病気ノ為印形持參)	清水	土橋御旦那様	1通	
85	79	年号なし.11.24	添状(平野郷名物零棒の先取寄)			1通	
86	82	年月日なし	預り申銀子之事	差出人なし	宛名なし	1通	
87	84	年号なし未.2.	御香儀白銀弐匁(徳蔵院三回忌)	小幡大和介	土橋藤十郎	1通	
88	85	年号なし子.12	御法座志銀札三匁	小幡大和介	土橋藤十郎	1通	
89	86	年号なし巳.3.	銀四匁三分 徳蔵院様遷化御香儀	小幡大和介	平野郷 土橋藤十郎	1通	
90	87	年号なし未.3.	白銀弐匁 慈恩院様得度御祝儀	田村内匠	土橋藤十郎	1通	虫破損あり
91	88	年号なし子.10.27	預り申銀子之事	土橋七郎兵衛	井賀屋宗八	1通	虫破損あり

通番	整理番号	年月日	文書名	作成者・差出人	宛名	員数	備考
92	89	「年号月」と記入	添一札(金五両也借用ニ付)	阪上民部 請人 吉兵衛 他1名	七名中	1通	
93	90	年号なし巳.10.16	一札之事(借銀手形)	借主 吉兵衛、証人 如幻	土橋七郎兵衛	1通	
94	91	年号なし卯.8.3	証 白銀三匁ツ・三口	生玉聖天堂知事 院代[印]、講中[印]	平野郷御願主中	1通	
95	93	年月日なし	差上申一札之事(村方年寄役村格申立之義心得違ニ付恐入候)	差出人不詳	宛名なし	1通	



古文書収納状況



摠州欠郡之内村名出候事書写



三輪執斎先生講説記録